

あなたも家族もまるごと守る! 頼れる補償の

商工会の福祉共済

全国商工会会員福祉共済

トータル「がん」補償

5つの安心

特長1

初期のがん
でも安心!

上皮内がん等の初期のがんでも、
**診断共済金として、
100万円をお支払いします。**

特長2

再発・転移
しても安心!

一旦治癒した後、がんが再発したと診断確定されたときなどにも**診断共済金をお支払い**します。

(注1) がんの診断確定は、病理組織学的所見によりなされることを要します。診断共済金のお支払いは被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間(ご契約期間)を通じて1回に限り、また、2回目以降の診断共済金については、前回の診断共済金のお支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年を超えた期間が経過している場合に限りお支払いします。

(注2) 再発・転移とは、既に診断確定されたがんを治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたことをいいます。

特長3

入院
も安心!

がんの入院はもちろん、
**病気・けがの入院も、
日帰り入院から補償**します。

特長4

手術
も安心!

がんの手術はもちろん、**病気・けがで
所定の手術を受けられたとき、
何度でも補償**します。

※傷の処置、抜歯、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。お支払対象となる手術については「約款」をご覧ください。

特長5

先進医療
も安心!

先進医療に係る費用が全額自己負担となる所定の**先進医療を受けられたとき、
何度でも補償**します。
通算支払限度はありません。

※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいいます。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。(共済期間中に対象となる先進医療は変動します。)

トータル「がん」補償

満6歳~74歳

(継続加入は満80歳まで)

がん・けが・疾病による
入院、手術等を補償します

月額**3,000円***1
がん・医療ともに
補償!

*1 満66歳以上の方は
月額**6,000円**です。



トータル「がん」プラン(シニアを含む)に新規ご加入の場合、共済期間の初日よりその日を含めて**90日(待機期間)**を経過した日までにがんと診断確定された場合は、がん診断共済金・がん手術共済金・がん入院共済金はお支払いできません。

掛金と共済金は裏面をご覧ください。

がん検診で早期発見! 早期治療!

男女とも**2人に1人**が「がん」になる可能性があるなか、
がん検診受診は、中小企業の経営基盤を守る**最も有効なリスクマネジメント**です。

企業で働く皆さんのがん検診受診率向上を応援します



全国商工会連合会は、がん検診受診率向上を目指す国家プロジェクト「**がん検診企業アクション**」の推進パートナーです。

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です!

- 共済(補償)期間** 2013年11月1日午後4時から2014年11月1日午後4時まで
- ご加入できる方** 商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役員職員とその家族であって健康な方が対象となります。
(健康状態に関する告知義務があります。)
※ただし2013年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満74歳以下の方に限ります。(継続加入は満80歳まで)
「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。
- 中途加入** 毎月1日午後4時の共済(補償)始期でご加入になれます。

掛金と共済金

加入プラン	トータル「がん」プラン	シニアトータル「がん」プラン
加入年齢	満6歳～65歳(注1) 66歳となった場合はシニアトータル「がん」プラン(6,000円)に自動的に移行します。	満66歳～74歳(注1) (継続加入は満80歳まで)
月払掛金	3,000円*1	6,000円*1
共済金額	がん診断共済金 ^①	がんと診断確定されたとき(注2)、入院の有無にかかわらず一時金として 100万円
	がん手術共済金	手術の種類により(注3) 40万円～7.5万円
	がん入院共済金(1日あたり)	10,000円 (1日～無制限)*2
	病気・けがの手術共済金(注3)	重大手術*3 20万円 入院中 5万円 入院以外 2.5万円
	病気・けがの入院共済金(1日あたり)	5,000円 (1日～120日まで)*2
	放射線治療共済金(注3)	5万円
	先進医療共済金 ^②	305万円～5万円 1回のお支払いは実費の約半額程度となります。

●新規ご加入の場合、共済期間の初日よりその日を含めて90日(待機期間)を経過した日までにがんや診断確定された場合は、がん診断共済金・がん手術共済金・がん入院共済金はお支払いできません。
●同一事故において、がん手術共済金と病気・けがの手術共済金およびがん入院共済金と病気・けがの入院共済金はそれぞれ重複してお支払いしません。
(注1) 2013年11月1日時点での満年齢をいいます。
(注2) がんの診断確定は、病理組織学的所見によりなされることを要します。診断共済金のお支払いは被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間を通じて1回に限り、また、2回目以降の診断共済金のお支払いは、それ以前の診断共済金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。
(注3) 手術・放射線治療の内容・種類によっては回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。
*1. 月額掛金3,000円、月額掛金6,000円に含まれる東京海上日動火災保険株式会社の医療保険の保険料は230円、がん保険の保険料は140円です。がん保険は前述のとおり新

規加入の方の場合は待機期間があるため、ご加入初年度の保険料は安くなっています。2年目以降のがん保険の保険料は180円となります。*
支給額のうち、東京海上日動火災保険株式会社のがん保険・医療保険が下記の金額を補償します。
がん診断共済金: 15万円 がん手術共済金: 60,000円～7,500円
がん入院共済金: 1,500円 病気・けがの入院共済金: 750円
がん手術共済金: 30,000円、7,500円、3,750円
放射線治療共済金: 7,500円 先進医療共済金: 457,500円～7,500円
*2. 1日とは日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合などのことをいいます。治療費領収書または医療費請求書の「入院料等」の有無を確認し判断します。
*3. がんに対する開頭・開胸・開腹手術や日本国内で行われた、心臓移植等の約款に列挙された所定の手術をいいます。
※上記保険料は、団体割引30%、損害率による割引30%を適用した場合の保険料です。

トータル「がん」補償への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、トータル「がん」補償へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。
①現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項
○多くの場合、返れい金はお払込掛金の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。
②トータル「がん」補償にご加入される場合のご注意事項
○トータル「がん」補償について、被共済者の健康状態や年齢等によりご加入をお断りする場合があります。
○トータル「がん」補償の掛金については、共済期間(トータル「がん」補償のご契約期間)の初日における被共済者の満年齢等により計算されます。
○トータル「がん」補償の掛金については、掛金の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。
○トータル「がん」補償について告知をいたした際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され共済金が支払われない場合があります。
○トータル「がん」補償の責任開始期前の発病等の場合は、共済金が支払われない場合があります。
トータル「がん」補償に新規ご加入される場合、補償期間の初日よりその日を含めて90日(待機期間)を経過した日までにがんや診断確定された場合は、がん診断共済金・がん手術共済金・がん入院共済金はお支払いできません。
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、共済金をお受け取りいただけないことがあります。

用語解説

- ① がん診断共済金**
がん診断共済金とは、(1)初めてがんや診断確定されたとき、(2)この保険契約が継続契約の場合において、初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(以下「原発がん」といいます。)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき(3)原発がんとは関係なく、がんが新たに生じた診断確定された場合などにお支払いする共済金をいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見(生検を含みます)により医師または歯科医師によってなされることを要します。診断共済金のお支払いは被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間(ご契約期間)を通じて1回に限り、また、2回目以降の診断共済金については、前回の診断共済金のお支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年を超えた期間が経過している場合に限りお支払いします。
- ② 先進医療共済金**
「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、をいいます。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません。(共済期間中に対象となる先進医療は変動します。)



財団法人がん研究振興財団
「がんの統計'12」

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会へ

全国商工会連合会 **03-5860-2294** 受付時間:平日9時～17時(土・日・祝・年末年始を除く)



このチラシは福祉共済および東京海上日動火災保険株式会社の医療保険(1年契約用)・がん保険(1年契約用)の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ご加入の商工会までお問い合わせください。